

防災ノススメ

第7回目 「避難行動要支援者名簿」

●問い合わせ…危機管理課（☎39・1227）



災 害から身を守るためには、まず、自分の命は自分で守る「自助」が大切です。しかし、高齢者や障がいのある人、持病がある人、妊産婦、赤ちゃん、外国出身の人などは、自力で避難することが難しい場合があります。

そのため、災害時には、「自助」だけでなく、地域で互いに助け合う「共助」も重要となります。

令 和元年に発生した東日本台風での福島県内の水害による死者数は32人でした。そのうち、21人は高齢者でした。また、32人中、自宅で亡くなった人は15人で、全

員が1階で亡くなっていました。もし、近所や町内会などで助け合いながら、早めの避難や2階以上への避難（垂直避難）をしていたら、助かっていたかもしれません。

市 では、災害が起きたときに支援が必要な人の名前や住所を登録した「避難行動要支援者名簿」を作成しています。この名簿は、地域の民生委員・児童委員や町内会、消防署、警察署に提供し、災害時の避難支援などに役立てられます。これは、皆さんの命を守るものですので、ぜひ、積極的な登録をお願いします。

避難行動要支援者名簿の 対象は在宅で暮らす次の人です

- ①要介護3以上の人
- ②身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を持っている人
- ③療育手帳Aを持っている人
- ④精神障害者保健福祉手帳1・2級を持っている人
- ⑤75歳以上の一人暮らしの人
- ⑥難病のある人
- ⑦上記以外で、市長が認めた人

対象の人には、
毎年1月から2月頃に
登録書を郵送しています！

